

前田 朗著

日本国憲法103カ条の条項は、憲法制定の萌芽となる憲法の「根本規範」に基づいて制定されている。民法、刑法、その他の全ての法令は、人々の外部的な言動、社会生活について、網の目のように張りめぐらし、人々の家庭・社会生活を規律している。

明治憲法の根本規範は、同憲法一条に定める「大日本帝国八万世一系ノ天皇ヲ統治ス」で個人の尊重は重んじられなかった。言論の自由は制限され、富国強兵策を掲げて太平洋戦争の遠因になった。

敗戦に伴って、ポツダム宣言の求める「民主主義的傾向の復活」と「基本的人権の尊重」は新憲法制定の中核になった。同宣言を受け入れて制定された日本国憲法の萌芽である根本規範は「個人の尊重(尊厳)」「(憲法13条)である。

本書は、憲法12、13条などに基づいて表現の自由を乱用するヘイト・スピーチを刑事規制することが、日本国憲法の根本理念に従った正当な解釈であること

ヘイト・スピーチ法 研究序説



三書房・8000円十税

面白くて、ためになる一冊が出た。本書は、サブタイトルにあるように「奄美・沖縄の蘇鉄文化誌」である。

収録されている論文やコラムは安溪貴子、安溪遊地、上江洲均、木下尚子、当山昌直、豊見山和行、早石周平、前田芳之、町健次郎、盛口満の十人による16篇で、三つの章に編集されている。第一章は「南島の自然と

憲法の根本規範を啓蒙

に関する詳細な研究書である。

ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムに関する法的定義は、日本には存在しない。師岡康子はヘイト・スピーチの本質は、マイノリティーに対する表現による「暴力、攻撃、迫害である」と指摘している(本書21頁)。現行法では、言葉による表現が、威力業務妨害、脅迫、名誉毀損、侮辱罪などに該当する場合は、それぞれの犯罪行為として処罰され、差別扇動犯罪としては、規制していない。在特会会員らによる京都朝鮮学校に対する「朝鮮学校を日本から叩き出せ」などの暴言に対して、京都地裁は威力業務妨害罪などを認定している。

憲法の基本規範「個人の尊重」は日本国民に浸透していない。百田尚樹氏の「琉球新報、沖縄タイムスをつぶせ」との沖縄県民に対するヘイト・スピーチは、その一例である。自民党憲法改正草案13条は、個人の尊重よりも公益を重視し、「個人として尊重される」は「人として尊重される」に改正されることを定めている。

本書は表現の自由の乱用であるヘイト・スピーチをヘイト・クライムとして刑事規制することを求める点で、憲法の根本規範に関する啓蒙書でもある。

(垣花豊順・琉球大名学教授)

一方、木下尚子はコラムで「五千年前の沖縄にもソテツが存在したこと」の興味深い話題を提供している。

第二章は、ソテツとの歴史的関わりについて論じられている。豊見山和行は古文書を分析して「琉球王府による蘇鉄政策の展開」を明らかにした。そして「王国末には沖縄島と周辺の島々だけで七五万五二一本の

まえだ・あきら 1955年、札幌生まれ。中央大学法学部、同大学院法学研究科を経て、現在、東京造形大学教授。刑事人権論、戦争犯罪論専攻。著書に「ヘイト・クライム」など多数。

とうやま・まさなお 1951年、那覇生まれ。動物学専攻。沖縄国際大学島文化研究所特別研究員。